

令和7年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和8年度取組み予定

令和7年度取組み

< 1 > 障害者差別に関する相談等の状況

① 相談・問合せ等の件数 全31件（昨年度比+0件）

相談の内容	相談の 主訴	確認後の 分類変更	確認後の 内容	割合	相談の相手方（件）				6年度 （件）
					区	他の行政機関	民間事業者	個人	確認 後の 内容
◆差別解消法関連	25件		18件	58.1%	4	0	14	0	11
不当な差別的取扱いについて	13件	意思疎通への配慮 へ1件 ルール慣行へ2件 その他へ7件	3件	9.7%	0	0	3	0	1
合理的配慮の提供について	12件		15件	48.4%	4	0	11	0	10
内訳	物理的環境への 配慮		2件	6.5%	0	0	2	0	4
	意思疎通への 配慮	不当な差別から1件	4件	12.9%	2	0	2	0	0
	ルール・慣行の 柔軟な運用	不当な差別から2件	9件	29.0%	2	0	7	0	6
◆環境の整備	0件		0件	0.0%	0	0	0	0	2
◆その他の相談・問合せ	6件	不当な差別から7件 件	13件	41.9%	4	0	9	0	18
◆対応中(年度末現在)	0件		0件	0%	0	0	0	0	0
合 計	31件		31件	100%	8	0	23	0	31

② 相談者別

区分	当事者	家族	当事者団体	区民	事業者・区職員 委託・指定管理	不明・その他	合計
件数	22 件	6 件	0 件	0 件	1 件	2 件	31 件
割合	71.0%	19.4%	0.0%	0.0%	3.2%	6.5%	100.0%
6 年度	16 件	7 件	2 件	1 件	3 件	2 件	31 件

③ 障害種別

区分	身体				知的	発達	精神	高次脳 機能障 害	難病	不明・ なし	合計
	視覚	聴覚	肢体 不自由	内部							
件数	1 件	3 件	4 件	0 件	1 件	6 件	8 件	2 件	0 件	6 件	31 件
割合	3.2%	9.7%	12.9%	0.0%	3.2%	19.4%	25.8%	6.5%	0.0%	19.4%	100.1 %
6 年度	5 件	1 件	13 件	1 件	1 件	1 件	3 件	0 件	1 件	5 件	31 件

④ 対応の内容

対 応 区 分	件数	割合	6 年度
◆障害者差別解消法に基づく対応（注釈 1）	18 件	58.1%	11 件
➤ 相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向け調整	3 件	9.7%	4 件
➤ 区が実施する事業（委託事業を含む）、区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認	4 件	12.9%	6 件
➤ 相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡（相談者が相手方との調整を希望しない場合等）	11 件	35.5%	1 件
◆環境の整備に関する対応（注釈 2）	0 件	0%	2 件
➤ 相談内容についての助言等	0 件	0%	2 件
◆その他の相談・問い合わせ	13 件	41.9%	18 件
➤ 法律や区の体制、広報等について説明	6 件	19.4%	4 件
➤ 保健福祉サービスに対する意見として対応	0 件	0.0%	1 件
➤ その他の意見として対応 （不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など）	7 件	22.6%	12 件
➤ 匿名等により調査ができなかったもの	0 件	0.0%	1 件
◆対応中（年度末現在）	0 件	0.0%	0 件
合 計	31 件	100%	31 件

※ 割合は、小数点第 2 位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100%にならない場合がある。
また、内訳の割合の和が、小計の割合と一致しない場合がある。

< 2 > 具体的な事例

①相互理解の促進

事例1【フィットネスジムからのメール】

相談者：本人(聴覚障害・手話通訳者同行)

【相談内容】

ジムで回数券を購入した。その後、メールが事業者から複数回来た。相談者はメール内容及び分量について不愉快に感じ、レッスンをやめようかと思っている。

【経過】

- ・メールには混みあった場合には、同行する手話通訳者の場所等の制限があるかもしれないことから、同行を確実にするために、混みあっていないスタジオや時間帯の情報が提供されていた。また、インストラクターに筆談等が必要であることを事前に伝えておくことも記載されていた。
- ・上記の内容以外にも、事務連絡や、契約上の注意点などが記載されていた。
- ・相談者は分量が多く、色々なことが記載されているメールは、来るなど言われているようでレッスンの申し込みをやめようかと考えているとのことであった。
- ・メール内容は合理的配慮も提示しており、一般的な注意事項や連絡事項を、障害特性を配慮して文面で送られて来たものであると思われることを説明し、レッスンの継続を勧めた。

【考察】

- ・障害者の方のスポーツジム等の利用が増えており、それに伴い相談も寄せられている。それぞれの障害特性をもふまえ困りごとへの対応が重要である。

②私立学校への対応

事例2【単位認定試験の合理的配慮】

相談者：保護者

【相談内容】

- ・子どもは書画障害があり、通信制高校で週3回の通学型とオンラインの授業を受けている。昨年は年度末の単位認定試験を別室でPCを使用して受けたが、今年は試験の10日前に急に担任から「今年度もPCを使用して受けられるが、1教科につき5千円必要」と言われた。8教科受けると4万円になる。その後、学校から「やむを得ない事情で集団試験が受けられない受講者は、個別対応の申し込みをするように」という内容の文書が来た。昨年度は無料で、今年度から急に有料になるのはおかしい。

【経過】

- ・個別試験が一方向的に有料化されるのは合理的配慮の不提供と考えられる。まずは疑問点について、学校に確認することを勧める。学校側の回答は「生徒数の増加に伴う個別配慮生徒の増加」「職員の業務負担の増大」「生徒間・キャンパス間の不公平を生まないための配慮」などの理由が挙げられていた。相談者に差別解消法や合理的配慮、文部科学省の指針を説明し、回答の不明点について、建設的対話を進めていくことを提案。今後も相談に乗る旨と併せ、私立学校の指導監督に関する担当である東京都私学行政課の窓口も伝える。
- ・相談者は東京都私学行政課から、本校の所在地である県の担当窓口を紹介され連絡。その後学校から「今回は無料とする、今後は『合理的配慮について』事前周知『保護者への説明』についての検討を行う」というメールが届く。

【考察】

- ・合理的配慮の範囲と過重な負担の兼ね合いについては、個別事案ごとに考えていく必要がある。
- ・保護者が来庁した際、差別解消法や指針の説明をしながら対応した。保護者が法の理念等の理解を深めることで、学校との前向きな建設的対話に繋がる可能性を感じた。

< 3 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

障害のある人もない人も共に楽しむことができる交流の場の提供や、研修や講演を行い区民や事業者の障害理解を促進し、障害者差別解消の普及啓発に努めた。

- ・ 障害者週間の記念事業として、令和7年12月7日に区民ふれあいフェスタを実施した
- ・ 区内小学校へ手話講師を派遣し、差別解消に関する講義や手話講習を実施した。
(29校、96クラス 2,867名)
- ・ 障害者児のアート作品の展示支援を行った（玉川高島屋）
- ・ 発達障害に関する理解促進のための講演会を実施し、その内容をYouTubeチャンネルにて動画配信した。
- ・ ヘルプマーク・ヘルプカードの作成、配布（マーク6,927枚、カード5,514枚）
- ・ 障害者差別解消に関する研修等への講師派遣
- ・ ユニバーサルデザインの考え方、まちづくりの理解を図るため、小学校等への出張講座を実施した。（1校 4クラス 120名）
- ・ 4月2日の世界自閉症啓発デーに合わせ、庁舎のブルーデコレーションやパネル展示を行った。

< 4 > 障害者差別解消支援地域協議会等の開催

世田谷区自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会（世田谷区自立支援協議会）に報告した。

令和7年7月25日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）令和6年度の取組み状況等の報告等

令和8年2月18日（水） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応にかかる報告について

< 5 > 庁内での取組み

- ・ 令和7年6月27日（金）「令和7年度第1回世田谷区障害者差別解消推進委員会」
- ・ 区が主催する講演会等の事業への手話通訳者の派遣等を実施した。（実績159件）
- ・ 庁内向けメールマガジン「イエローリボン通信」を3回発行し、事例紹介等を行った。
- ・ 職員に対して、障害の社会モデルの視点をもとにした、共生社会の実現に向けた具体的な行動を考える「障害者差別解消研修」の実施。等

< 6 > 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

① 普及・啓発

- ・ 解説パンフレットの作成・配布

条例の趣旨を区民等に広く周知するための解説パンフレットを、区立小学校4年生に向けて配布を行った。(計 8,725 枚)

- ・「世田谷たがいちがいプロジェクト」の推進

条例の理念を広めるとともに、障害理解の啓発等により「地域共生社会」の実現を目指すための取り組み「世田谷たがいちがいプロジェクト」を実施。アートを通じ、特にこれまで障害理解に関心のなかった層への普及・啓発に取り組んだ。

② 商店等における共生社会促進物品助成事業の実施

条例に定める「地域での交流及び支え合いの推進」の取り組みとして、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店等での障害者を受け入れる環境の向上を図るための物品の購入・作成経費助成事業を実施した。

【実績】11 事業所

【助成物品】(簡易スロープ)9件、(簡易手すり、点字メニュー、筆談ボード、コミュニケーションボード、杖置きストッパー、拡大鏡、手鏡)各1件

※1 事業所に対し複数物品の助成を行ったケースあり

< 7 > 世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備

① 条例趣旨を区民等に広く周知するためのPR施策の実施

- ・ 民間企業と連携し、条例と令和7年11月に開催した東京2025デフリンピック(ろう者のためのオリンピック)を関連づけたPR施策を実施した。
- ・ NHKとの共催イベント「手話ニュースキャスターがやってきた in 世田谷」開催(5月25日)
- ・ スターバックスコーヒージャパンとの官民連携事業として、駒沢1丁目店舗で区民・スタッフ向けに手話ワークショップを実施。(6月以降毎月1回)。また、ワークショップで学んだ手話を活用し、店舗で手話等により接客を行うサイニングストアデーをデフリンピック期間中の11月に実施した。

② 手話を使いやすい環境整備

まちづくりセンターの窓口で二次元コード読み取りによる遠隔手話通訳を開始した。

令和8年度の取組み予定

令和7年度の取組み状況等を踏まえ、令和8年度は以下の取組みを進める。

< 1 > 障害者差別に関する相談支援

- ① 障害者差別に関する相談等への適切な対応と改善の働きかけ
- ② 国・都と連携した取組み
- ③ 相談体制の周知

< 2 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

- ① 障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ）令和8年12月6日
- ② 区内小学校への手話講師の派遣（23校74クラスで実施予定）
- ③ 世界自閉症啓発デー庁舎ブルーデコレーション
- ④ 障害者児のアート作品の展示支援
（令和8年6月3日～6月9日、令和8年11月10日～11月15日予定）
- ⑤ ヘルプマーク等の配布
- ⑥ 障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力
- ⑦ ユニバーサルデザインの考え方、まちづくりの理解を図るための小学校等への出張講座実施

< 3 > 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消支援地域協議会の開催（令和8年7月31日・令和9年1月29日予定）

< 4 > 庁内での取組み

- ① 世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催
- ② 障害者への配慮の推進に向けた取組み
（印刷物への音声対応促進、講演会等における手話通訳の実施等）
- ③ 指定管理者及び委託契約仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」の添付の徹底
- ④ 庁内向けメールマガジンの発行（随時）
- ⑤ 職員研修・共催研修
- ⑥ 区外郭団体等への周知・協力依頼
- ⑦ 「職員向け障害を理由とする差別を解消するためのガイドブック」の改訂（第4版）

< 5 > 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

- ① 条例解説パンフレット配布、「世田谷たがいちがいプロジェクト」の推進
- ② 商店等における共生社会促進物品助成事業の実施

< 6 > 世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備

- ① 民間企業と連携した、普及啓発施策の実施を予定
- ② 区職員の手話への理解促進と、手話を必要とする方とコミュニケーションを図ることを目的に、福祉窓口の職員が簡単な挨拶の手話等を学ぶ研修を実施